仕様書番号	管営８―６６

１１６号建物冷蔵庫配管改修工事

件　　名	１１６号建物冷蔵庫配管改修工事		
図 面 名	表　紙		
作成年月日	令和８年１０月２８日	図面番号	１／４
所　　属	陸上自衛隊　航空学校　宇都宮校　管理課　営繕班		

仕　様　書

１　件　名
　１１６号建物冷蔵庫配管改修工事

２　場　所
　栃木県宇都宮市上横田町１３６０　陸上自衛隊　北宇都宮駐屯地

３　概　要
　既設冷蔵用室外機移設及び冷媒ガス配管新設　１式

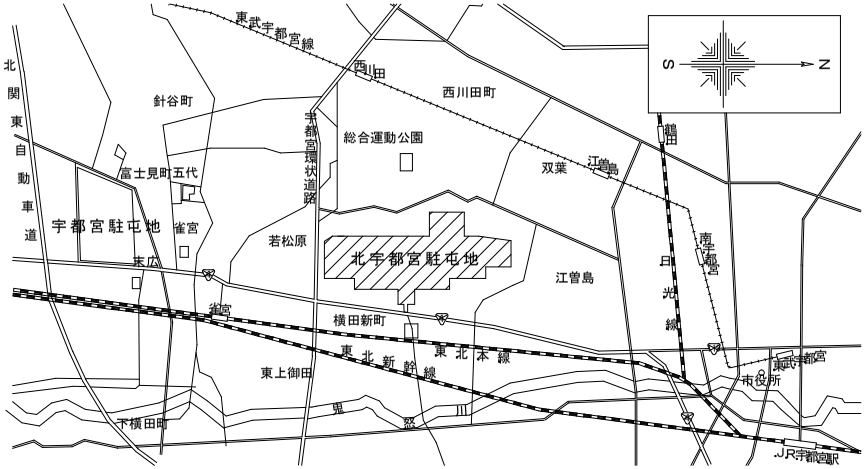
４　一般事項
(1)　本工事は、仕様書及び図面によるほか、国土交通省の示す公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編・電気設備工事）及び関係法令等に基づき実施するものとする。
(2)　本工事において、仕様書と現場との内容に相違がある場合、その他疑義が生じた場合は監督官と協議をした上で、その指示に従い実施するものとする。
(3)　本工事において、自衛隊施設の水道・電気等を使用する場合は、あらかじめ目的・期間及び計画等について監督官の承認を受けるものとする。ただし、これらに係る光熱水料等は請負者の負担とするものとする。
(4)　工事写真は、着工前、各工程毎、竣工後及び竣工後に隠蔽となる部分、その他監督官の指示する箇所を撮影し、写真はカラー（サービス版）とし、１部（台紙貼付等）を提出するものとする。
(5)　本工事実施にあたり、当然必要と思われる事項は監督官の指示を受け、請負者の責任において実施する。また施工中に既存部分等を損傷または汚損等した場合は、請負者の責任において原状復旧するほか、必要に応じ損害補償を行うものとする。
(6)　本工事の着手に先立ち、監督官と工程について調整後、工程表その他、監督官の指示する書類を作成・提出するものとする。
(7)　工事については、早朝・夜間等は行わないものとし、やむを得ず実施する場合は事前に監督官と調整するものとする。
(8)　現場管理に当たっては、代理人を立てて現地を確認させ安全確保を優先し、現場の整理整頓・危害予防及び火災予防等に十分注意しなければならない。
(9)　元請負人の現場代理人は作業時間中、原則として作業場所に常駐するものとし、下請負人のみによる作業を行わせないこと。

５　特記事項
(1)　作業員は作業開始までに菌検査を実施し結果報告書を監督官へ提出すること。検査項目は下記のとおり。
ア　赤痢菌
イ　サルモネラ菌
ウ　腸管出血性大腸菌Ｏ－１５７
エ　腸管出血性大腸菌Ｏ－２６
オ　腸管出血性大腸菌Ｏ－１１１　　以上５項目
(2)　足場は脚立足場、高所作業車またはローリングタワーを使用するものとする。
(3)　移設する冷蔵設備は下記のとおり。

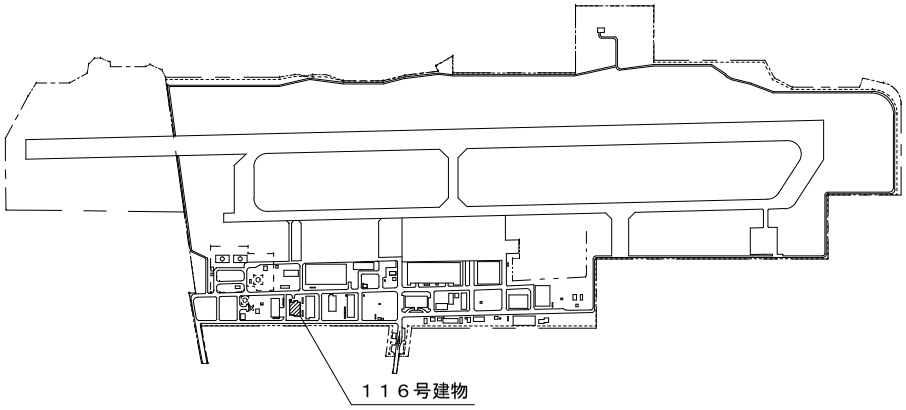
機　種	規格等	数　量
冷蔵庫	三菱　ERA-RP11B	１台

(4)　冷蔵庫及び厨房内に立入する作業は令和８年１２月１８日（金）に実施とする。その他の作業については、令和９年１月２９日までに試運転を含め完了させるものとする。
(5)　本工事に従事する作業者は、第二種電気工事士の資格以上を有する者が行うこととし、作業実施前までに、監督官へ免状の写しを提出すること。
(6)　産業廃棄物、冷媒ガスの処分は法令に基づいた処置を施し証明できる書類を提出すること。
(7)　請負者は着手に先立ち、事前に現地を確認すること。また、図面よりも現地の取り合いを優先すること。
(8)　据付完了後、試運転調整を行い異常の有無を確認し、試運転調整結果報告書（様式随意）を提出すること。
(9)　移設した室外機の電源線は屋上分電盤より引き込むものとする。
(10)　新設する分電盤の位置については監督官と協議し決定すること。

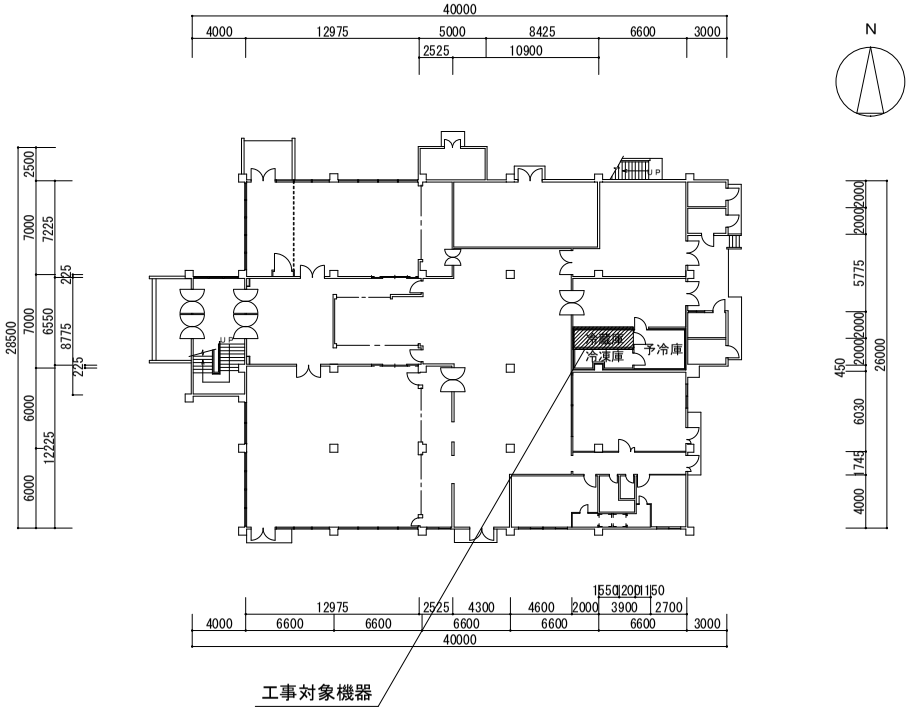
件　名	１１６号建物冷蔵庫配管改修工事		
図面名	仕様書		
作成年月日	令和８年１０月２８日	図面番号	２／４
所　属	陸上自衛隊　航空学校　宇都宮校　管理課　営繕班		



案内図　１：Ｘ

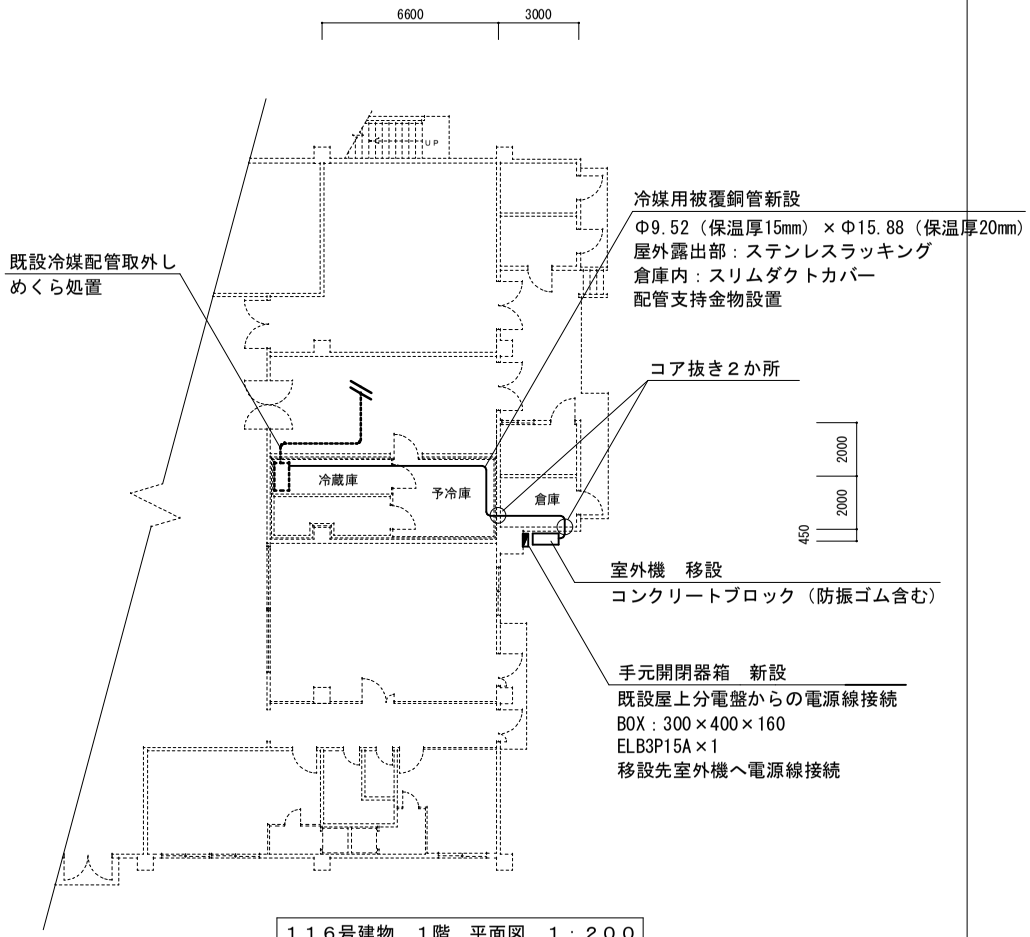


配置図　１：１２，０００

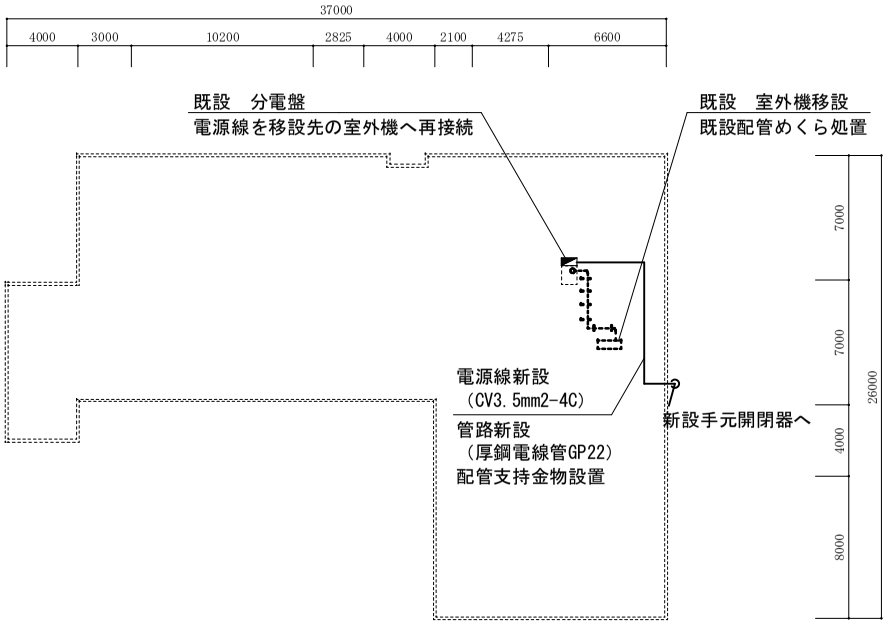


１１６号建物　１階　平面図　１：４００

件　　名	１１６号建物冷蔵庫配管改修		
図 面 名	案内図・配置図・平面図		
作成年月日	令和８年１０月２８日	図面番号	３／４
所　　属	陸上自衛隊　航空学校　宇都宮校　管理課　営繕班		



１１６号建物　１階　平面図　１：２００



１１６号建物　ＲＦ階　平面図　１：４００

件　　名	１１６号建物冷蔵庫配管改修		
図 面 名	平面詳細図		
作成年月日	令和８年１０月２８日	図面番号	４／４
所　　属	陸上自衛隊　航空学校　宇都宮校　管理課　営繕班		